

高山市立久々野保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 高山市立久々野保育園
- (2) 所在地 高山市久々野町無数河797番地1

(施設の目的)

第2条 高山市立久々野保育園（以下「本園」という。）は、保育を必要とする乳幼児を受け入れ、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、本園に入園する乳幼児（以下「園児」という。）が健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 本園は、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- 3 本園は、園児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て支援等を行うよう努める。

(提供する保育の内容)

第4条 本園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第69号）（以下「法」という。）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園が保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は園児数により変動することがある。

- (1) 施設長（園長） 1人

施設長は、保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理

及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や園児の保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 20人

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての園児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理員 4人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 通園バス運転手及び用務員 1人

通園バス運転手及び用務員は、園児の送迎の通園バスの運転を行うとともに、本園の雑務を行う。

(6) 嘱託医 1人

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(保育を提供する日)

第6条 本園の保育を提供する日は、高山市立保育園規則（昭和41年市規則第18号）第9条に規定する休日を除く日とする。

(保育を提供する時間等)

第7条 本園の保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

高山市保育園規則第8条に規定する時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- 2 本園の開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。
- 3 本園は、本園が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開園時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 園児の保護者は、高山市が定める利用者負担額を支払うものとする。

- 2 本園は、前項に定めるもののほか、園児の保護者の同意を得て、本園の保育の提供における便宜に要する費用について実費徴収するものとする。

(利用定員)

第9条 本園の利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

| 認定区分等 | 2号認定 (3児歳以上) | 3号認定 | |
|-------|-----------------|-------|-----|
| | | 1～2歳児 | 0歳児 |
| 定員 | 100人 | 25人 | 5人 |

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 本園は、市が行った利用調整により、本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

- 2 本園の利用開始にあたり、必要な事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認する。
- 3 本園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき。
 - (2) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき。
 - (3) 園児の保護者から保育園利用の取消しの申出があったとき。
 - (4) 市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 本園の職員においては、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他

緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医または園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、市子育て支援課及び園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第14条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付責任者、第三者委員等苦情受付窓口を設置し、保護者等に公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講ずる。

- 2 苦情を受付けた際は、速やかに事実関係等を調査し、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第15条 本園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から高山市公文書規程（平成16年高山市訓令第9号）第36条に定める期間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 高山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成28年12月26日から施行する。